

委託契約書(案)

委託名称 福島県農業総合センター農業短期大学校宿舎清掃業務委託

契約金額 ¥_____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

月毎の支払額内訳は別表のとおりとする

委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

委託場所 福島県農業総合センター農業短期大学校
(福島県西白河郡矢吹町一本木地内)

契約保証金

上記について、発注者「福島県」を甲とし、受注者「 」を乙として
次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲が別に定める福島県清掃等業務特記仕様書等（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期間内に頭書の委託業務を履行なければならない。

2 乙は、仕様書に明示されない細部の事項について必要のあるときは、甲の指示を受けなければならぬ。

(事業の着手)

第2条 乙は、委託事業に着手したときは、速やかに着手届を提出しなければならない。

(報告及び検査)

第3条 乙は、毎日の作業日報を毎日の作業終了時に、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の作業日報を受理したときは、速やかに検査をしなければならない。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第4条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期間内に委託業務を履行することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第7条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第5条 乙は、1か月の業務が完了したときは別表に基づき当該月分の委託料を甲に請求することができる。

1 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託業務の代金を支払うものとする。
(延滞利息)

第6条 甲は、正当な理由なく前条第2項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じて当該未払代金に対し年2.5%の

割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を支払うものとする。

（甲の解除権）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が業務を誠実に履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 乙が解除を申し出たとき。
- 三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 四 前3号のいずれかに該当する場合を除くほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合はその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに期すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 乙について破産手続開始に決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更正手続き開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について更生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（契約の変更等）

第9条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第11条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第12条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託業務の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（秘密の保持）

第13条 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人若しくはその使用人）は、業務上知り得た秘密を、契約期間中のみならず、この契約終了後も他に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ

て、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第15条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島県
福島県農業総合センター所長

乙 住所
氏名